

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第105号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第9号を次のように改める。

(9) 産業観光局企業誘致推進室長

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部文化市民総務課)